

輸出先国制限の公表 拠粹

○農林水産省告示第千六百七十八号

種苗法（平成十年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び
第二十二条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年九月六日

農林水産大臣 坂本 哲志

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30457号 令和6年9月6日	Oryza sativa L.	吟のいろは	宮城県 宮城県仙台市青葉区本町 三丁目8番1号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する。